

久米島町指定避難所

平成30年6月1日

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	想 定 収 容 人 数
1	久米島町役場仲里庁舎	比嘉2870	久米島町 098-985-7121	108
2	具志川農村環境改善センター	仲泊730	久米島町教育委員会 098-985-2287	305
3	久米島ホテルドーム	鳥島100	久米島町 098-985-7121	1,147
4	比屋定小学校体育館	比屋定2220	久米島町教育委員会 098-985-2287	238
5	美崎小学校体育館	真謝122	久米島町教育委員会 098-985-2287	220
6	球美中学校体育館	比嘉2856	久米島町教育委員会 098-985-2287	349
7	清水小学校体育館	鳥島198	久米島町教育委員会 098-985-2287	246
8	大岳小学校体育館	山里177	久米島町教育委員会 098-985-2287	228
9	久米島西中学校体育館	西銘1324	久米島町教育委員会 098-985-2287	227
収容人員計				3,068

- ◆指定の要件として昭和56年以降に建築された、耐震基準を満たした建物を指定。
- ◆町が開設する避難所へは職員を配置する。
- ◆収容人員については、建物の構造が施設毎に違いがある為、下記の数値で算出する
1. 延べ床面積の60%を2.5㎡で除した人数とする。(小数点以下切り捨て)
※60%は居住スペース、残り40%を共用スペースとする。
 2. 施設によっては、オープンスペースの面積で算出。
※上記1.2とも避難者の居住スペースとなる床面積を想定。
 4. 仲里庁舎は、第1・第2・第3・第4・第5会議室・応接室及び一階畳間・議会畳間を居住スペースとする。

久米島町指定緊急避難場所

平成29年1月1日

NO	施設・場所名	指定場所地番	対象とする異常な現象の種類						想定収容人数	標高(m)
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模火事		
1	比屋定小学校グラウンド	宇江城2220		○		○	○	○	4,333	110
2	大岳小学校グラウンド	山里177		○		○	○	○	6,036	93
3	久米島西中学校グラウンド	西銘1324				○	○	○	9,991	37
4	具志川農村環境改善センター	仲泊730	○	○	○	○	○	○	848	30
5	宇江城公民館	宇江城1173		○		○		○	199	106
6	比屋定公民館	比屋定99		○		○		○	89	101
7	下阿嘉公民館	阿嘉156-12		○		○		○	65	138
8	上阿嘉公民館	阿嘉2245-55		○		○		○	68	180
9	山城集会場	山城48		○		○		○	90	31
10	北原農村振興集落センター	北原416				○	○	○	76	23
11	具志川公民館	具志川647		○		○		○	116	86
12	仲地公民館	仲地15		○		○		○	200	90
13	山里公民館	山里244		○		○		○	113	85
14	上江洲公民館	上江洲229		○		○		○	47	79
15	久間地公民館	上江洲457-40		○		○		○	44	43
16	ラティーダ久米島テラス津波避難ビル	謝名堂583-4					○		384	3
17	ホテル久米アイランド津波避難ビル	真我里411番地					○		200	3
18	西アケタ原付近	真謝地区					○			22
19	登武那覇公園	謝名堂地区					○			105
20	マチョー原付近	宇根地区					○			15
21	赤平頂上付近	宇根・泊・奥武地区					○			18
22	涙石付近	宇根・真泊地区					○			44
23	津波避難階段	真泊地区					○			30
24	カラヤ原付近	謝名堂地区					○			11
25	比嘉神屋付近	比嘉・真我里地区					○			32
26	カニク原付近	真我里地区					○			48
27	銭田森林公園	銭田地区					○			36
28	西銭田原付近	銭田地区					○			24
29	タカマス原付近	島尻地区					○			38
30	日の出御願一本松付近	儀間地区					○			70
31	車検場付近	大原地区					○			29
32	大原三叉路付近	大原・北原地区					○			26
33	博物館付近	儀間・嘉手苅地区					○			28
34	旧久米島保育所付近	仲泊地区					○			37
35	中華海鮮海皇付近	大田・仲泊地区					○			23
36	バイパス喜久里宅付近	兼城地区					○			20
37	大田タンク付近	大田地区					○			27
								収容人員計	22,899	

- ◆指定の要件として昭和56年以降に建築された、耐震基準を満たした建築物を指定。
- ◆津波が発生した場合において安全な区域であること。(高台など)
- ◆津波が発生した場合において安全な区域外にある施設。(津波避難ビルなど)
- ◆収容人員の算出については、建築物の面積で算出しており、敷地面積を含めた場合の人員に余裕を持たせている。
- ◆収容人員については、津波避難ビル指定時の1.5㎡に一人を基準としている。